

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 9日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県坂井市三国町黒目21-1

氏名 株式会社UACJ 板事業本部 福井製造所

所長 山田 哲也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-82-5840

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社UACJ 板事業本部 福井製造所
事業場の所在地	福井県坂井市三国町黒目21-1
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E23 (非鉄金属製造業)
②事業の規模	125,803百万円
③従業員数	866名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類の分別回収。 法的分類に従い、適正に分別出来ているかの定期点検。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在の分別活動の継続維持。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

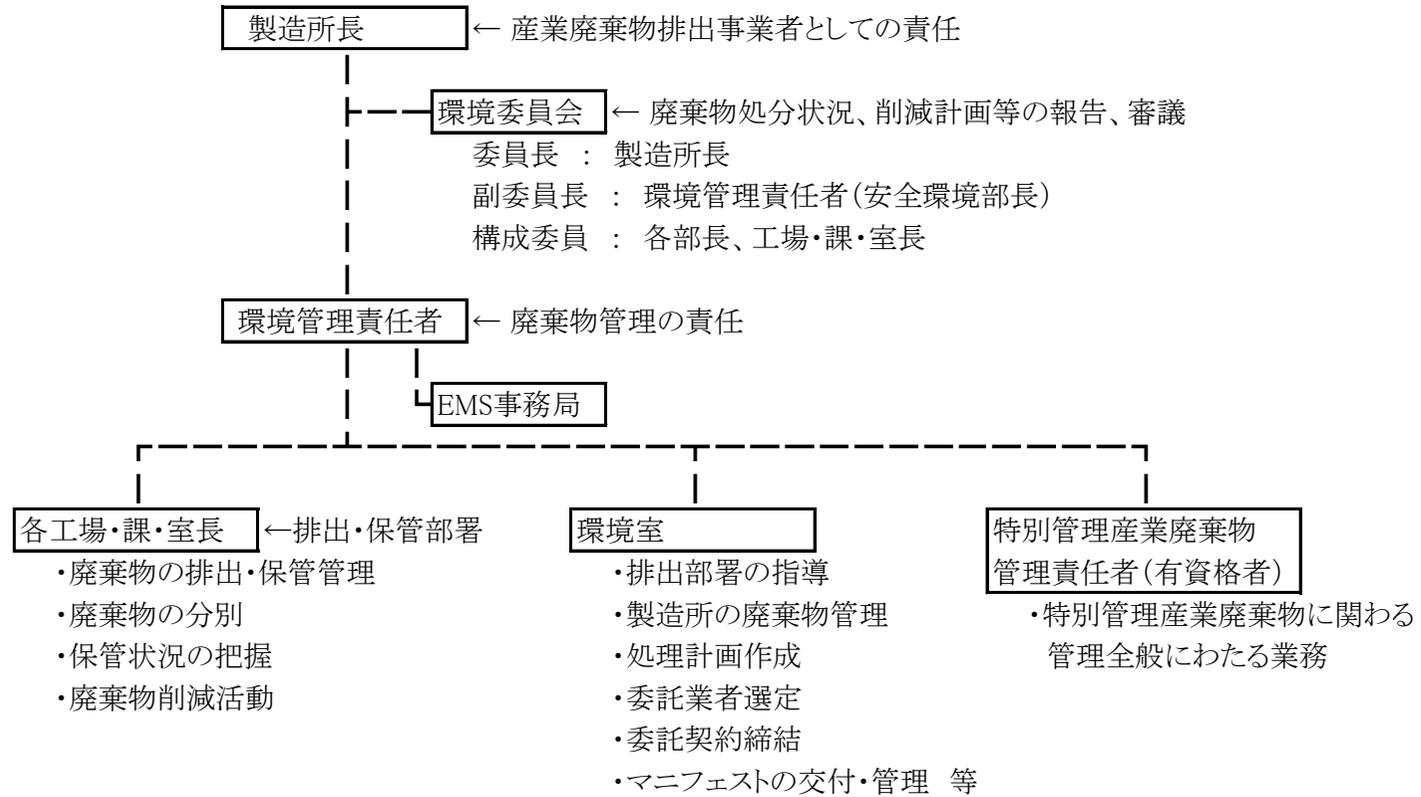
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程

主な産業廃棄物

汚泥	・産業廃棄物処理業者へ委託(セメント原料として再資源化)
	・産業廃棄物処理業者へ委託(中間処理(固化)後管理型埋立)
廃油	・産業廃棄物処理業者へ委託(燃料化として再資源化)
廃酸	・産業廃棄物処理業者へ委託(中和処理後セメント原料として再資源化)
廃アルカリ	・産業廃棄物処理業者へ委託(中和処理後セメント原料として再資源化)
廃プラスチック	・産業廃棄物処理業者へ委託(焼却処分)
	・産業廃棄物処理業者へ委託(選別・破碎後 R P F 原料として再資源化)
	・産業廃棄物処理業者へ委託(選別・破碎後 管理型埋立)
木屑	・産業廃棄物処理業者へ委託(破碎後チップとして再資源化)
金属くず	・産業廃棄物処理業者へ委託(選別後 再資源化)
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	・産業廃棄物処理業者へ委託(破碎処理後 管理型埋立)
	・産業廃棄物処理業者へ委託(破碎処理後 路盤材として再資源化)
鉍さい	・産業廃棄物処理業者へ委託(粉碎・混合調整後、鉄鋼用副資材として利用)
がれき類	・産業廃棄物処理業者へ委託(破碎・選別後セメント原料として再資源化)
ばいじん	・産業廃棄物処理業者へ委託(中間処理(固化)後管理型埋立)
水銀使用製品	・産業廃棄物処理業者へ委託(破碎後再資源化)

製造所 環境管理組織



別紙3

〈産業廃棄物の排出の抑制に関する事項〉

①現状	【前年度（令和4年度）実績】												
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	水銀使用製品 産業廃棄物
	排出量	2,847.3 t	1,355.5 t	0.0 t	389.8 t	287.8 t	259.2 t	33.0 t	133.0 t	435.0 t	95.6 t	603.8 t	0.3 t
	〈これまでに実施した取組〉 ・ 廃油の有価化（作動油、潤滑油、洗浄油、防錆油） ・ 廃プラスチックの有価化。												
②計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	水銀使用製品 産業廃棄物
	排出量	3,120.1 t	1,485.4 t	0.0 t	427.1 t	315.4 t	284.1 t	36.1 t	145.7 t	476.7 t	104.7 t	661.6 t	0.3 t
	〈今後実施する予定の取組〉 ・ 廃プラスチックの分別活動。 ・ 廃プラスチックの有価化活動。 ・ 廃水処理汚泥の削減（汚泥含水率、凝集剤管理）。												

別紙4

〈産業廃棄物の処理の委託に関する事項〉

【前年度（令和4年度）実績】													
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	鉍さい	がれき類	ばいじん	水銀使用製品 産業廃棄物
	全処理委託量	2,847.3 t	1,355.5 t	0.0 t	389.8 t	287.8 t	259.2 t	33.0 t	133.0 t	435.0 t	95.6 t	603.8 t	0.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,591.8 t	1,088.1 t	0.0 t	170.6 t	21.7 t	0 t	0.3 t	117.8 t	0 t	95.6 t	534.2 t	0.3 t
	再生利用業者への処理委託量	1,440.2 t	1,088.1 t	0.0 t	170.6 t	88.5 t	259.2 t	32.7 t	133.0 t	435.0 t	95.6 t	69.6 t	0.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
〈これまで実施した取組〉 ・廃油の有価化（作動油、潤滑油、洗浄油、防錆油） ・廃プラスチックの有価化													
【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	鉍さい	がれき類	ばいじん	水銀使用製品 産業廃棄物
	全処理委託量	3,120.1 t	1,485.4 t	0.0 t	427.1 t	315.4 t	284.1 t	36.1 t	145.7 t	476.7 t	104.7 t	661.6 t	0.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,840.1 t	1,192.4 t	0.0 t	187.0 t	23.8 t	0.0 t	0.3 t	129.0 t	0.0 t	104.7 t	585.4 t	0.3 t
	再生利用業者への処理委託量	1,578.2 t	1,192.4 t	0.0 t	187.0 t	97.0 t	284.1 t	35.8 t	145.7 t	476.7 t	104.7 t	76.2 t	0.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
〈今後実施する予定の取組〉 ・廃プラスチックの分別活動 ・廃プラスチックの有価化活動 ・廃水処理汚泥の削減（汚泥含水率の削減）													